平成２３年（フ）第４０２号
札幌市白石区平和通17丁目北２番10―102号
債務者　古田　浩真
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０７号
札幌市東区東苗穂７条３丁目10番23号
債務者　藤丸　健太
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４３１号
札幌市豊平区豊平４条13丁目４番17号　パークサイドコーポ202号
債務者　竹本　充輝
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４０号
札幌市北区篠路４条７丁目４番20号　サンシティー篠路205号
債務者　高橋　泰代（旧姓遊佐・柏原）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５５号
札幌市西区八軒６条西４丁目２番33号　松浦マンション１号棟206号
債務者　原田　直明
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５８号
札幌市中央区宮の森２条４丁目１番３号　ローズハウス宮の森24―302号
債務者　松村フミ子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６２号
札幌市豊平区中の島２条８丁目３番23―405号
債務者　加藤　起子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４８６号
札幌市手稲区手稲本町４条２丁目２番４―303号
債務者　佐々木四郎
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９４号
山形市上町４丁目12番25―221号　グリーンハイツ上町、住民票上の住所山形市深町１丁目４番20―145号　サンライズコーポ１号
債務者　荒井　史江
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１４号
山形県天童市大字清池７番地
債務者　高橋　正一
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４号
山形市飯田西４丁目５番22号
債務者　韓良姫こと　五十嵐良姫
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８号
山形市西田４丁目14番35号
債務者　石川　真治
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１号
山形県天童市東久野本２丁目11番38号　ハイツウインディー201号
債務者　本多　寿光
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１号
山形県飽海郡遊佐町宮田字白巻４番地
債務者　藤田　　亮
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第１１３号
神奈川県厚木市水引２丁目２番30―1304号
債務者　髙嶋　千穂
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１２７号
神奈川県足柄下郡真鶴町岩250番地５　小沢アパート
債務者　髙橋　幸作
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１３３号
神奈川県秦野市南が丘３丁目４番地１　４―204
債務者　中吉雄二郎
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１３４号
神奈川県秦野市南が丘３丁目４番地１　４―204
債務者　中吉　妙子（旧姓塚田）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部